

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業

募集要項

令和8年2月16日

岡山市

目 次

1 事業の趣旨	1
2 事業概要	2
3 事業範囲	4
4 応募条件	10
5 応募に関する留意事項	13
6 事業者選定の流れ	15
7 事業全体スケジュール	16
8 参加表明時の提出書類・作成要領	19
9 提案提出書類・作成要領	22
10 審査・審査結果の通知	25
11 契約に関する事項	27

1 事業の趣旨

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業（以下「本事業」という。）は、「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（PLATEAU 補助制度）」（以下「PLATEAU 補助制度」という。）に基づき、令和7年度に整備した3D都市モデル及び台帳管理アプリ等を基盤とし、3D都市モデルの追加整備、公園管理データの更新、（仮称）樹木調査アプリの開発、要望・占用等の管理の基盤構築及び緑化施策の検討を実施するものである。本事業を通じて、3D都市モデルを活用した維持管理及び緑化施策の高度化・効率化を図り、市民サービスの向上及びEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進を実現するとともに、市民協働による維持管理体制の基盤を構築することを目的とする。

本事業の目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の公募を行うものであり、審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、発注者と契約に関する諸条件等についての協議（以下「詳細協議」という。）を行い、合意に至った場合、発注者と契約を締結し、本事業を実施する。

2 事業概要

(1) 事業名称

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 事業場所

岡山市内全域

(4) 事業対象

本事業の対象は、発注者が所管する街路樹、公園及び遊園地のうち、下表のとおりとする。なお、街路樹については参考数量である。

表 事業対象（令和7年4月1日時点）

種別	対象数	備考
街路樹	60,000本	中・高木
指定路線	1,200本	LOD3
その他路線	58,800本	LOD0
都市公園	465公園	
住区基幹公園	363公園	LOD1・LOD3
都市基幹公園	7公園	LOD1
特殊公園	11公園	LOD1
緑地・緑道	84公園	LOD1
都市計画区域外公園	10公園	LOD1
遊園地	889遊園地	LOD1

(5) 発注者

岡山市

(6) 提案限度額

100,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 事業内容

事業者は、発注者が管理する街路樹、公園及び遊園地の管理状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、以下の業務を実施することについて、発注者と合意した内容で契約を締結する。

ア 基礎情報及び関連資料のデジタル化

イ 3D都市モデルの整備

- ウ (仮称) 樹木調査アプリの開発
- エ 市民からの要望・占用等対応機能の開発
- オ 緑化施策の検討

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。なお、本公募は、令和8年度予算成立を前提とした事前手続きである。そのため、予算が成立しなかった場合には、本公募は無効となることを承知の上で応募すること。また、PLATEAU 補助制度の制度運用又はその他の事情によりスケジュールは変更となる場合がある。

なお、本公募の費用については、応募者の負担とする。

ア 優先交渉権者の決定	令和8年3月下旬
イ 詳細協議	令和8年3月下旬～4月上旬
ウ 契約の締結	令和8年4月上旬
エ 事業期間	契約締結日～令和9年3月31日

(9) 事務局

本事業の事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

所 在 地：岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1392

F A X：086-803-1740

E-mail：teientoshi@city.okayama.jp

ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000078938.html>

3 事業範囲

(1) 基礎情報及び関連資料のデジタル化

ア 公園及び遊園地について、発注者が所有する資料をスキャニングし、公園及び遊園地ごとに構造を整理した上でデジタル化すること。資料は、「土地使用貸借契約書等のキングファイル（10 cm）で10冊程度を想定している。なお、想定を超える場合は、発注者と協議の上、対応範囲及び方法を決定するものとする。

イ 前項の他、整備済の街路樹、公園及び遊園地データについて、本事業に関連する成果又は発注者が提供する資料に基づき、新規追加や属性情報の付加を含む加除及び補正を行うこと。

ウ 加除及び補正等を行ったデータは、データベースに取込み、台帳管理アプリで適切に管理及び利用が出来るように必要な改修及びデータ変換等を行うこと。

(2) 3D都市モデルの整備

ア 本事業を行う上で必要な街路樹、公園及び遊園地に係る3D都市モデルを整備すること。なお整備対象の地物、詳細度（LOD）、計測・整備手法については提案によるものとする。

イ 3D都市モデル標準製品仕様書（以下、「標準製品仕様書」という。）に準拠し、3D都市モデル標準作業手順書等（以下、「標準作業手順書等」という。）に従って、岡山市版の3D都市モデル製品仕様書（以下、「拡張製品仕様書」という。）を作成し、これに適合するよう3D都市モデルを整備すること。

ウ 3D都市モデルの作成手順は、標準作業手順書等に従い、作成制限施設の確認、作成計画の立案、原典資料の収集、データ作成及び品質評価を含む工程とし、必要な測量法関係手続きを行うこと。

エ 整備済の3D都市モデルについて、本事業で整備する3D都市モデルが準拠する標準製品仕様書と同じ版に準拠するようバージョンアップを行うこと。また、本事業で整備する3D都市モデルと統合し、一式のデータセットとなるように整理すること。

オ 作成した3D都市モデルについて、メタデータを作成すること。メタデータの仕様は、拡張製品仕様書に準拠し、メタデータに記載する内容は、標準作業手順書等に従うこと。

カ オープンデータに係るデータセット、関連データセット、その他関連ドキュメント及び説明文等を PLATEAU CMS にアップロードし、PLATEAU VIEW 及び G 空間情報センター等に搭載し、公開するための調整を行うこと。なお汎用的な形式 (OBJ 形式や FBX 形式等) への変換もを行うこと。

(3) (仮称) 樹木調査アプリの開発

ア 整備済みの街路樹データへ、現地調査により最新の属性情報を付与するための(仮称) 樹木調査アプリを開発すること。

イ (仮称) 樹木調査アプリの開発は、次の要件を満たすこと。

(ア) 基本要件

a 現地調査において計測又は把握した情報を (仮称) 樹木調査アプリ上で手動又は自動的に容易に入力できること。

b 入力したデータが通信によりデータベースへ反映され、台帳管理アプリから閲覧できること。また、誤入力を防止するためのプロセス等を検討し、提案すること。

c 職員以外に街路樹等管理業務を受託する業者も利用できること。

(イ) 動作環境

a Android 版スマートフォン又は iOS 版スマートフォン、若しくはその両方で使用できること。

b 汎用性があり、幅広い機種に対応できること。ただし、動作検証の対象機種については協議し、決定すること。

c 職員及び街路樹等管理業務を受託する業者が所有しているスマートフォンで動作すること。

d 契約期間中のバージョンアップ対応は、無償で行うこと。

(ウ) 機能要件

次の機能を基本とし、台帳管理アプリを含む他のアプリとの連携を踏まえて実装すること。なお、街路樹の調査・点検・管理の効率化及び正確性向上に資する機能を提案すること。

a 位置情報の取得及び補正

b 樹種、樹高、枝張り、幹周及び健全度等の入力

- c 静止画の撮影、アップロード
- d ロールバック

(エ)保守運用要件

障害発生時の対応及び職員向けの操作説明会の実施等を想定し、発注者と協議の上、保守運用計画書及び運用マニュアルを作成し、提出すること。

(オ)セキュリティ要件

- a 通信は HTTPS 等により、暗号化されていること。
- b 利用者ごとにログイン管理をすること。なお、ログイン管理の方法については、提案によるものとする。
- c アクセスログ及び操作ログを取得及び保存できること。
- d 定期的な脆弱性対策を実施すること。

(カ)効果検証

(仮称) 樹木調査アプリを活用した調査に係る所要時間等からコストを推計し、従来の調査手法からの業務効率化効果を算出すること。なお、効果検証を行うにあたり、(仮称) 樹木調査アプリを活用した調査を実施する範囲については提案によるものとする。

(キ)その他

(仮称) 樹木調査アプリを活用した樹木調査を別途発注する街路樹等管理業務で実施するにあたり、職員及び街路樹等管理業務を受託する業者向け説明会、操作に係る問い合わせ対応及び不具合対応等を支援業務として実施すること。なお、別途発注業務の概要は下表のとおりとする。

また、別途発注業務で行った調査結果のチェック及びデータ修正にあたり、技術的助言等の支援を行うこと。なお、別途発注業務で行った調査結果のデータに対する責任は負わないものとする。

表 別途発注業務の概要

業務名	業務数	業務期間（予定）
街路樹等管理業務	98 件	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

(4) 市民からの要望・占用等対応機能の開発

- ア 整備済の台帳管理アプリを拡張し、街路樹、公園及び遊園地に対する市民からの

要望・占用等の情報を管理する基盤を構築すること。また、対応履歴についても管理できること。

イ 拡張にあたっては、従来の業務フローを分析し、台帳管理アプリに搭載するデータベースの構成及び必要なデータ項目を検討した上で、新たな業務フローを提案すること。併せて、台帳管理アプリを通じたその他の業務効率化を行う機能についても提案してよい。

ウ 台帳管理アプリの導入部署に対して仮運用を行い、妥当性及び有効性について効果検証すること。また、仮運用に伴い操作説明会を実施すること。なお、仮運用に関する時期及び内容については、提案の上、発注者と協議し、決定すること。

エ 台帳管理アプリの仮運用の結果から、本事業中に実装する範囲を発注者と協議の上、決定すること。また、実装する範囲については、操作マニュアルを作成すること。

(5) 緑化施策の検討

ア 本事業を通じて得られたデータ及び知見等を活用し、緑化施策の検討及び評価に活用可能な手法について整理すること。また整理する際には、他都市等の PLATEAU 補助制度におけるユースケース開発状況などを踏まえること。

イ 緑化施策の検討に有効と考えられる手法の1つについて、本事業に関連するアプリ及び3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェアを活用し、EBPMの推進による業務の効率化又は施策検討での活用等のユースケース実証を行うこと。具体的な内容は提案によるものとし、環境構築及び実装については発注者と協議の上、決定すること。

ウ 公園樹木の効率的なデジタル化の手法及び実装可能性について検討し、提案すること。なお、対象公園数及び対象公園樹木本数は提案によるものとする。

(6) 保守運用

ア 本事業で開発する（仮称）樹木調査アプリ、台帳管理アプリ及び3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェアの運用にあたって、以下の対応を実施すること。

（ア）アプリ等のインストール及び設定等のサポート

（イ）導入初期における不具合対応及び調整

（ウ）端末ごとの環境設定に基づく最適化作業

（エ）本事業期間内の運用に係る維持・保守費用の負担

(7) その他

ア 岡山市情報セキュリティポリシーを順守すること。

イ 契約終了後は、バックアップ等を含む全てのデータを復元不可能な方法で消去し、完了証明書を提出すること。

ウ 情報発信資料として使用するための事業内容を簡潔にまとめた事業概要書を作成し、汎用性のあるデータ形式（PowerPoint 等）で提出すること。なお、内容及び作成時期については、発注者と協議の上、作成すること。

(8) 成果品

ア 本事業の成果品は、次のとおりとする。なお、電子データは、ハードディスク等の電子記憶媒体に格納し、納品するものとする。

(ア)業務報告書 1部（電子データも含む）

(イ)3D都市モデルデータ 一式

(ウ)街路樹、公園及び遊園地等更新データ 一式

(エ)（仮称）樹木調査アプリ 一式

(オ)樹木調査作業及び運用マニュアル（案） 一式

(カ)情報発信資料 一式

(キ)打合せ記録簿 一式

(ク)その他発注者が必要と認める成果品 一式

(9) 成果品の帰属及び著作権等

ア パッケージ等の帰属及び著作権等については、次のとおりとする。

(ア)本事業の履行において提供するパッケージに係る事業者の著作権は、発注者固有の機能に改変又は機能追加する部分を除き、成果物として納入された後においても事業者に留保される。

(イ)前項の「発注者固有の機能に改変又は機能追加する部分」に係る著作権は、発注者と事業者の共有とする。

(ウ)本事業の履行において構築するデータベース（情報の選択又は体系的な構成によって創造性を有するものに限る。）に係る事業者の著作権は、成果物として納入された後においても事業者に留保される。

(エ)前項の場合において、データベースの構築にあたり発注者が提供した「発注者保有の情報」に係る所有権、著作権及びその他の権利は発注者に帰属する。

(オ)事業者が納入したパッケージを、発注者がアプリ等の運用管理及び機能改良、

若しくは制度改正等に伴う改修のため、必要な範囲内で複製又は改変する場合は、事業者は複製又は改変に同意するものとする。

(カ)事業者は、著作者人格権(著作権法第17から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。

(キ)本事業の履行において、アプリ等の稼働維持のために必要不可欠なソフトウェアライセンスについては、事業者の責任において調査し、適切な契約を締結するものとする。

(ク)事業者の成果物に、第三者が権利を有する著作物等が含まれている場合は、発注者が特に指示した場合を除き、著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に必要な一切の手続きを行うこと。

イ 契約に基づき事業者が発注者に納入する報告書等の成果物（以下「ドキュメント等」という。）の帰属及び著作権等については、契約に基づきドキュメント等の所有権、著作権及びその他の権利は、本契約に係る委託金額を完済した時点をもって、事業者から発注者に移転し、帰属する。ただし、パッケージの仕様情報に係る著作権に限り、事業者に留保するものとする。

4 応募条件

(1) 応募要件

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業若しくは複数企業で構成するグループとし、グループの場合は事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が発注者との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うこと。

イ グループの場合、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 提案書提出後、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、発注者と協議した上、合意を得ること。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担うこととし、グループの場合は構成員で以下の役割を分担するものとする。なお、役割は兼務することができるものとし、その他の役割は複数の企業で構成することも可能とする。

(ア) 事業役割：

発注者との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 3D都市モデル役割：

3D都市モデルに関する業務を全て実施する。

(ウ) アプリ役割：

アプリに関する業務を全て実施する。

(エ) その他役割：

上記 (ア) ~ (ウ) 以外の本事業に関する業務を実施する。

イ 応募者は各役割で事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する契約書又は覚書等を別途、発注者に提出すること。なお、契約書又は覚書等には役割の構成事業者全員が、発注者に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとし、グループの場合はグループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア 応募者は、「8 (1) 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

- イ 応募者は、本事業を円滑に行うために迅速な対応ができる者であること。
- ウ 事業役割、3D都市モデル役割及びアプリ役割を担う者は、参加表明書提出時に一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の部門「役務」（業種「電算」・業種細区分「システム開発・保守運用」）に登載がある者であること。
- エ 事業役割、3D都市モデル役割及びアプリ役割を担う者は、品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、ITサービスマネジメント（ISO20000）、クラウドセキュリティ（ISO27017）及びプライバシーマーク（JISQ15001）を有している者であること。
- オ 3D都市モデル役割を担う者は、令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された3D都市モデル整備等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- カ アプリ役割を担う者は、平成28年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された公園台帳等管理システム構築等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- キ 技術上の管理を行う主任技術者を配置すること。なお、測量士の資格を有している者であること。
- ク 技術上の照査を行う照査技術者を配置すること。なお、空間情報総括監理技術者の資格を有している者であること。また、主任技術者と兼ねることはできない。

(4) 応募者の制限

- 次に掲げる者は、応募者及び構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本公募の終了を宣言した日）までの期間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人及びその他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始

の申し立てをしている者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあたっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。

カ 応募資格申請書に虚偽の記載又は重要な事実について記載をしなかつた者。

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

ク 法人税、消費税、法人事業税又は法人住民税を滞納している者。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本公募の費用については、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権及び取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、発注者は応募者に無断かつ本事業に対する公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

ただし、発注者と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを発注者が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠及びデザイン等を使用した結果により生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 発注者からの提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行い、発注者が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(10) その他

本募集要項に定めるごとく、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（平成25年3月22日財政局長決裁）」によるとともに、提案の公募等にあたって必要な事項が生じた場合には、発注者のホームページに掲載する。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たすこと。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（電子メール）で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

発注者が設置する「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者に選定された者は優先交渉権者となり、諸条件について、契約を締結するまでに発注者との詳細協議を進める。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は発注者と詳細協議を行い、詳細協議が整った場合に契約を締結し、事業者となる。また、本公募の費用については、応募者の負担とする。

優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。なお、次点交渉権者と詳細協議を行う場合は、本募集要項における契約までの手続きについては、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替える。

7 事業全体スケジュール

(1) スケジュール

本事業は、下表の日程で行う。

表 本事業のスケジュール

	項目	日程
①	公示	令和8年2月16日(月)
②	募集要項等に関する質問の受付	令和8年2月16日(月)～2月20日(金)
③	質問への回答	令和8年3月2日(月)まで
④	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和8年3月5日(木)～3月6日(金)
⑤	参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和8年3月11日(水)
⑥	提案書の受付	令和8年3月11日(水)～3月19日(木)
⑦	プレゼンテーション及び審査	令和8年3月25日(水)
⑧	最優秀提案者及び優秀提案者の選定、結果通知	令和8年3月下旬(予定)
⑨	詳細協議	令和8年3月下旬～4月上旬(予定)
⑩	契約締結	令和8年4月上旬(予定)
⑪	事業期間	契約締結日～令和9年3月31日

(2) 提案公募の手続き

ア 募集要項の公表

募集要項は、発注者のホームページにて公表する。

なお、整備済みの台帳管理アプリ及び3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の仕様については、希望者に事務局窓口で配布する。

イ 募集要項等に対する質問

募集要項及び配布資料に関する質問は、次のとおり受付及び回答する。

(ア) 質問の受付

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。なお、電子メール送信の際は、件名を「【質問書（募集要項等）】岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業」と記載し、メール送信後は電話にて事務局に電子メールの到着を確認すること。

(イ) 質問の受付期間

令和8年2月16日(月)～2月20日(金)午後5時まで(必着)

なお、電話による電子メール送付の確認は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(ウ)質問への回答

回答は、提出された質問をとりまとめて、令和8年3月2日（月）までに発注者のホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 参加表明書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア)受付期間

令和8年3月5日（木）～3月6日（金）午後5時まで

受付時間は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ)受付場所

事務局にて、受付を行う。

(ウ)参加表明時の提出書類

「8 参加表明時の提出書類・作成要領」によるものとする。

エ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

(ア)参加資格の確認結果は、令和8年3月11日（水）に発注者から応募者（代表者）に文書（電子メール）にて通知する。

(イ)提案の提出者として資格が確認された者については、上記（ア）と併せて提案要請書を通知する。

オ 提案書の提出

提案要請書を受理した応募者は、「9 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、事務局へ持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア)受付期間

令和8年3月11日（水）～3月19日（水）午後5時まで（必着）

受付時間は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出書類

「9 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

力 参加を辞退する場合

提案要請書を受理した応募者が本事業の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日の受付時間までに提案辞退届（様式第8号）を1部、事務局に持参又は郵送すること。

8 参加表明時の提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類名称を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。なお、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の部門「役務」に登載がある者は、ウ～カ、ク及びサは提出を省略することができる。

- ア 参加表明書（様式第2号）
 - イ グループ構成表（様式第3号）
 - ウ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - エ 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - オ 納税証明書（最新決算年度のもの）
 - カ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
 - キ 企業概要等（様式第4号の1～第4号の3）
 - ク 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第5号の2）
 - ケ ISO及びJISQの登録証明書（写し可）
 - コ 実績一覧表（様式第6号）
 - サ 委任状（様式第7号）
- ※イ～ク：構成員全てが提出すること
- ※ケ：事業役割、3D都市モデル役割及びアプリ役割が提出すること
- ※コ：3D都市モデル役割及びアプリ役割が提出すること
- ※サ：必要な場合のみ提出すること
- ※単独企業による応募の場合は、必要書類のみ提出すること

(2) 作成要領

- ア 参加表明書（様式第2号）
企業名又はグループの代表企業名で作成し、提出すること。
- イ グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担（事業役割、3D都市モデル役割、アプリ役割及びその他役割（分担名を記載すること。））を明確にすること。グループの構成員との間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）及び出資者を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。
- ウ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを提出

すること。

エ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

オ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を提出すること。なお、写しでも可とする。

キ 企業概要等

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものとし、提出すること。

- (ア)代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、年間売上金額及び営業所一覧等の企業概要（様式第4号の1）
- (イ)企業状況表（様式第4号の2）
- (ウ)各役割の責任者業務実績表（様式第4号の3）
- (エ)その他、企業の概要が記載されたパンフレットがある場合、提出をすること

ク 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書役員一覧表

暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第5号の2）を提出すること。

ケ ISO及びJISQの登録証明書

品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、ITサービスマネジメント（ISO20000）、クラウドセキュリティ（ISO27017）及びプライバシーマーク（JISQ15001）の登録証明書を提出すること。

コ 実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した実績一覧表を提出すること。

(ア)事業件名

契約書上の正確な名称を記載すること。

(イ)発注者

発注者名を記載すること。

(ウ)受注形態・役割

単独又はグループの別を記載すること。また、グループの場合はグループ内の役割を記載すること。

(エ)契約金額

消費税相当額を含む金額の総額を記載すること（千円単位）。

(オ)工期

契約締結日及び完了年月日を記載すること。

(カ)事業概要

3D 都市モデル整備等又公園台帳等管理システム構築等の概要を記載すること。

サ 委任状（様式第7号）

応募する企業の代表者が、発注者との取引を代理人（支店長及び営業所長等）に行わせる場合に提出すること。

9 提案提出書類・作成要領

(1) 提案提出書類

次の提出書類に各々の書類名称を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じたものを11部（正1部、副10部）提出すること。なお、提出書類（副）については、イ及びウのみをA4判縦長ファイルに綴じること。

- ア 提案書提出届（様式第9号）
- イ 提案書（表紙）（様式第10号）
- ウ 提案書
- エ 提案事業見積書（様式第11号）
- オ 提案保守運用見積書（様式第12号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。

(イ) 各提案書類には、企業名、住所、氏名及びロゴマーク等の応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(ウ) 提案書提出届（様式第9号）により提出書類の構成を示した上で、提案書（表紙）（様式第10号）を付し、A4判縦長ファイルに各書類を綴じたもので提出すること。なお、A4判以外の様式については、A4判サイズに折り込み綴じること。

(エ) 提案書に別添資料を添付する場合について枚数制限はないが、提案内容については、本募集要項に規定する枚数以内とすること。

イ 提案書

提案書はA4判縦長を基本とし、様式は任意とするが、20ページ以内とすること。（資料及びイメージ図等を見やすくするため、A3を利用する場合は、1枚を2ページとして扱うこと。）なお、提案書提出届、提案書（表紙）及び見積書は上記ページ数に含まない。また、提案書は（ア）～（キ）の順で記載及び書類を添付すること。

(ア) 基本方針

本事業の背景、目的及び発注者における管理状況を踏まえ、基本方針を明確にし、確実に実現するための具体的な業務フローを記載すること。また、提案事業見積額、応募者の独自性及び事業効果について記載すること。

(イ)企業実績

令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された3D都市モデル整備等に関する業務及び平成28年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された公園台帳等管理システム構築等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を記載すること。

(ウ)実施体制

実施体制図及び各工程で従事する要員の役割と人数を記載すること。また、従事する要員の企業、所属、職位、経験年数、実績、資格及び専任・兼任区分等を記載すること。

(エ)全体計画管理

事業全体の計画及び工程を記載し、各工程について説明すること。また、全体計画の管理手法及び進捗管理上のポイントを記載すること。

(オ)業務内容

「3 事業範囲」について、以下のa～eの順で実施手法を記載すること。なお項内の記載事項の順序は問わない。

a 3D都市モデルの整備

- ・整備対象の地物、詳細度、計測・整備手法及びその活用方法

b (仮称) 樹木調査アプリの開発

- ・(仮称) 樹木調査アプリの構成、概要及び実装機能による業務変革の具体的な指摘
- ・効果検証の手法及び評価に必要な調査範囲

c 市民からの要望・占用等対応機能の開発

- ・台帳管理アプリの拡張に向けた業務フローの特定方法及び業務効率化への具体的な指摘

d 緑化施策の検討

- ・EBPMの推進による業務効率化等への本事業の活用方法
- ・公園樹木のデジタル化の手法の検討及び実装可能性の考察

e その他 (提案書への記載は任意とする。)

- ・事業範囲に明記のない原典計測によるデータの効率的整備、補完及び充実手法
- ・本事業及び将来のユースケースを踏まえた追加データ整備

- ・街路樹、公園及び遊園地の維持管理業務以外の業務及びアプリ等との連携又は拡張による業務変革や価値創出
- ・上記の他、有益な代替案、充実案又はコスト縮減案

(力) 提案見積書

- a 提案事業見積書（様式第 11 号）及び提案保守運用見積書（様式第 12 号）を添付すること。
- b 提案事業見積書の記載金額については、本事業費の見積総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載することとし、内訳として見積額（税抜）及び消費税額（地方消費税を含む。）を記載すること。また、人件費及び諸経費等の積算の内訳を別紙で添付すること。
- c 提案保守運用見積書については、本事業で構築したアプリ等の保守運用費の見積総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載することとし、内訳として見積額（税抜）及び消費税額（地方消費税を含む。）を記載すること。なお、提案保守運用費は、1 年あたりの費用を積算し、令和 9 年度～令和 13 年度の 5 ヶ年分で記載すること。また、ライセンス費等の積算の内訳を別紙で添付すること。

10 審査・審査結果の通知

(1) 審査

発注者が設置した選定委員会は、「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案評価基準」に基づいた審査を行い、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

ア プレゼンテーションの出席者は5名以内を予定とするが、会場の都合等により増減する可能性があるため、詳細は応募者に別途通知する。

イ 応募者は提案書を基に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑を行う。

ウ プレゼンテーションは、令和8年3月25日（水）に開催する予定である。なお、会場は岡山市役所内会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

エ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションを基に、提案内容の実行能力を審査する。

オ 審査の結果、最も合計評価点が高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案評価基準」のうち、業務内容の項目の合計評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。

カ プレゼンテーションで使用する機器のうち、モニターは発注者が用意したものを使用し、それ以外に必要なものは応募者が用意すること。

キ プレゼンテーションは提案書を基に行うこと。その際、提案書の内容をプレゼンテーション用のスライド資料（簡略化、動画の利用及び既存ソフトウェア等のデモンストレーション等を含む。）とし、モニターへの投影及び同内容の資料配布により行なうことは差し支えない。ただし、新たな提案や内容の変更は行ってはならない。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、応募者に文書で通知し、電話等による問合せには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 審査結果は、発注者のホームページにて公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 委員の評価点の平均点が 50 点未満だった場合

1.1 契約に関する事項

(1) 契約の手順

発注者と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。なお、優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。

本公募は、令和8年度予算成立を前提とした事前手続きである。そのため、予算が成立しなかった場合には、契約締結を行わない。また、PLATEAU補助制度の制度運用又はその他の事情により「(2) 契約の時期」に示す時期は変更となる場合がある。

予算成立による契約締結の中止又は契約時期の変更等に伴う、契約金額の変更又は工期末の変更等については、原則として行わない。なお、本公募の費用については、応募者の負担とする。

(2) 契約の時期

令和8年4月上旬（予定）

(3) 契約の概要

本募集要項及び提案書に基づき、発注者と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき業務内容等を定めるものとする。

また、発注者と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、確認方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

本事業に係る契約保証金は、契約書（案）の規定によるものとする。

(5) 個人情報の取扱い

本事業に係る個人情報の取扱いについては、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、覚書に従うこと。

(6) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に則り、誠実に義務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、発注者と事業者の両者で誠意をもつて協議することとする。

用語の定義

本募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「応募者」とは、本事業の実施者となるために、本募集要項に則り応募を行った者をいう。
- (2) 「事業者」とは、発注者と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- (3) 「元請」とは、発注者から直接契約を締結した者をいう。